

よみがえる故人たち
～偉人アンドロイド・作家AIと
著作権・肖像権・尊厳
福井健策

2020.10.28
情報通信法学研究会

福井 健策
弁護士(日本、ニューヨーク州)
日本大学芸術学部 客員教授
神戸大学大学院 客員教授
Twitter: @fukuikensaku

蘇る偉人たち



左上より時計回り: プロジェクト「TEZUKA2020」、再生された亡きピーター・カッシング(スターウォーズ)、漱石アンドロイド、ビートルズの「新曲」『Daddy's Car』

<https://brand.kioxia.com/ja-jp/index.html>
https://www.youtube.com/watch?v=LSHZ_b05W7o

漱石アンドロイド共同研究プロジェクト 編

誰が漱石を甦らせる権利をもつのか?

アンドロイド
基本原則

石黒浩 (大阪大学)

山口直孝 (「松子奇人伝」)

島田泰子

谷島貫太

夏目房之介 (マンガ評論家)

平田オリザ (劇作家)

福井健策 (弁護士)

アンドロイドと
共に生きる未来を考える

日刊工業新聞社

「AI美空ひばり」



「ひばりの歌声をボイスサンプル+レコードから歌い方を学習したAI+CG映像+秋元康」

<https://www.youtube.com/watch?v=nOLuI7nPQUU&feature=youtu.be&t=18>

19年NHKスペシャルで放送

・反響

⇒紅白歌合戦出場⇒賛否

故人の再生ビジネスは普及するか

- アリ・タイソンのヘビー級史上最強決定戦
- 「男はつらいよ」続編、チャップリンの新作…
- 出川哲朗: 亡き母との再会
https://www.youtube.com/watch?v=sU1e_wtlzqo
- 新たな遺影・仏壇ビジネス？
- カリスマ的な経営者
- 死後も信者に語り続ける教祖
- 永遠に建国の英雄が率いる独裁国家



故人を蘇らせる行為はどこまで自由か (現行法編)

※関わる権利(○:要許諾、△:場合による、-:許諾不要)

利用するもの と関連する権利(簡略版)	本人ほかの作品・ 文章・発言 【著作権】	本人ほかの音声・ 演技・演奏 【著作隣接権】	既存音源 【著作隣接権】	本人ほかの外 観・音声・発言 【肖像権・プライバシー等】	所持品・ 遺品 【所有権】
複製(データ 化・機械学習 ・立体再現な ど含む)	○ (*機械学習・一定の研究開発は可能)	△(*に加え映画の著作物への録音・録画許諾で消滅)	○ (*に同じ)	△	- (借り出しなど、協力は必要)
展示・公開	-	-	-	△	実物は○
実演・上映	○	-	-	△	-
ウェブ公開	○	△(録画の許諾や映画への録音許諾で消滅)	○	△	-

肖像権・パブリシティ権

- (狭義)肖像権:「林真須美」'05最高裁判決基準
「①被撮影者の社会的地位、②撮影された活動内容、③撮影場所、④撮影目的、⑤撮影の態様、⑥必要性等を総合考慮し、受忍限度を超えるか」
 - パブリシティ権:著名人の肖像等の営利利用権
「ピンク・レディー」'12最高裁判決:
「専ら顧客吸引力の利用を目的とする場合に限定:
①肖像それ自体が独立の鑑賞対象(グラビア写真)、
②差別化目的で商品等に付す(商品化)、③広告使用」
 - いずれも本人の人格権に由来⇒死後は消滅?(個人情報保護も生前のみ)
- ※ただし、遺族固有の人格権としては一定程度保護

気持ち悪さの正体は何か

「AI美空ひばり」で渦まいた賛否

- 中村メイコ「自分の中のひばりが崩れるようで辛い」
- 山下達郎「冒涇です」
- 感動・共感と共に、「気持ち悪い」の声多数
- 石黒浩教授:「不気味の谷」の問題と理解

:類似度があるポイントに達すると好感度が落ち不気味さを感じるが、更に類似度が増すと解消される

⇒類似度が増すほど、倫理的な疑問の声は増大しないだろうか？

天馬博士の苦悩

・「アトム＝トビオが、成長せず、美を理解しない」と苦悩し、虐待。アトムへの愛憎を引きずり続ける

・ロボットには人格が化体しやすいのか

⇒俳優が美空ひばりを演じても「冒涇」と感じるか？

⇒誰か(例:クラスメート)が家にあなたの写真を飾っているのと、家にあなたのアンドロイドを置いているというのでは、感じ方が違う？



ロボット再生をめぐるルール論

①復活拒絶権は承認されるべきか

- 肖像権は死後消滅、パブリシティ権は存続の可能性？
- 本人が反対の意思表示をしていた場合に、遺族、第三者によるアンドロイド復活は自由に認められるべきか
- 制約があるとすれば、それはどんな形であるべきか

※『アンドロイド基本原則』(前出)での石黒教授・夏目房之介(漱石遺族)・福井の各提言

「名誉・プライバシーを害する内容でない限り、制作・運用は基本的に自由であるべき」

「言動がフィクションである場合に明確に表示すれば自由」

「社会的な人格や関係者の心情に配慮すべき」 など

ロボット再生をめぐるルール論

②アンドロイドや生成物に権利はあるか

➤ アンドロイドの姿かたちの保護

⇒故人の肖像・パブリシティ権の議論に吸収か

➤ アンドロイドの歌唱や演技

⇒ボイスサンプルやキャプチャを提供した声優・俳優の「実演」のコピーか 【声優・俳優の著作隣接権へ】

⇒アンドロイド自身の実演ととらえるか 【AI作品と同様？】

➤ AIが生成する新たな作品

⇒後述

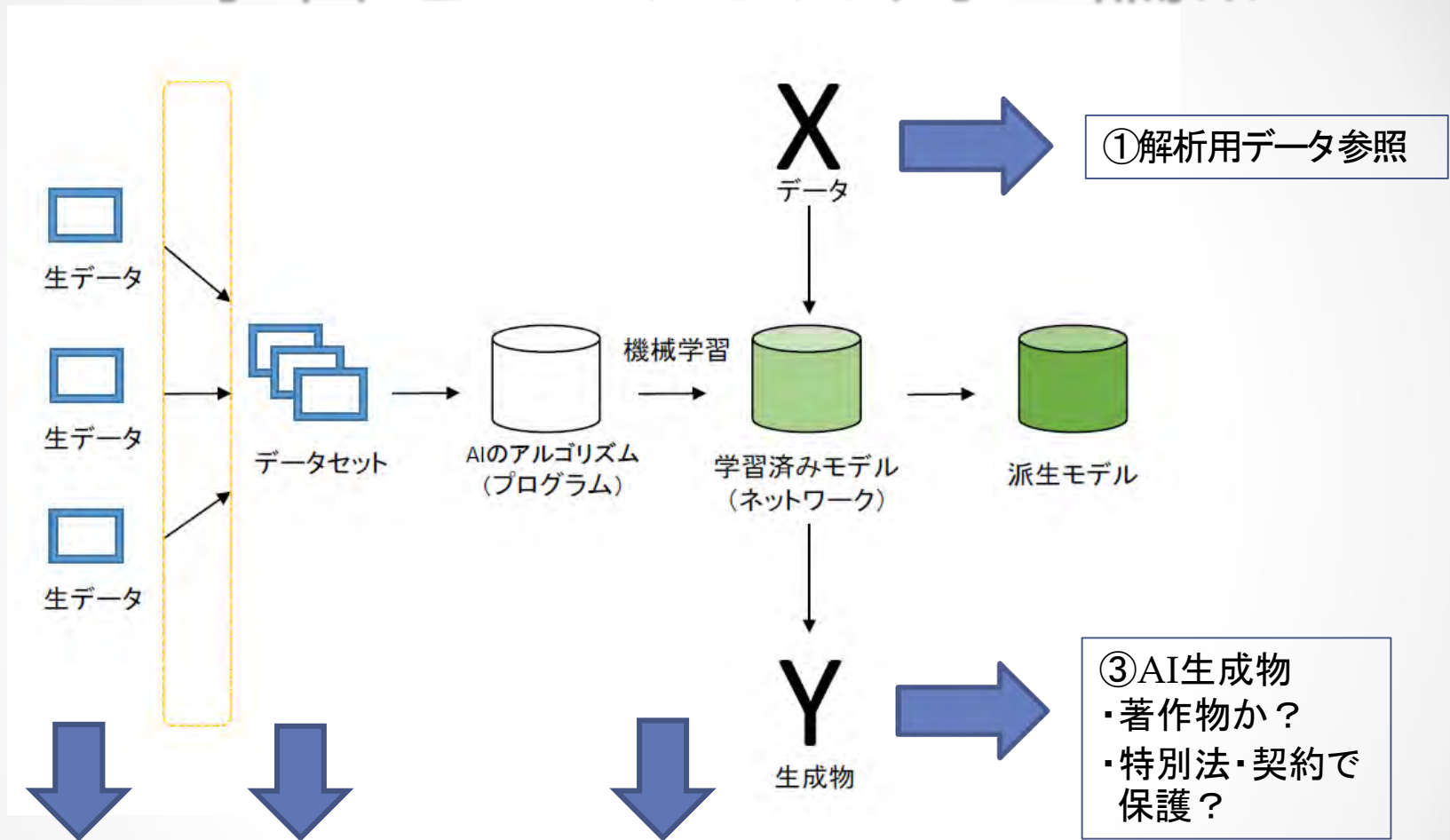
AI生成物は著作物か

- 著作物:「思想・感情の創作的な表現」
- 従来 of 米・欧・日の通説:
 - ⇒「人がコンピュータを道具として使えば著作物たり得る」が、「過程で人の創作的寄与が必要」
 - ≡完全AI生成物に著作権は「ない」
 - ⇒内閣府知財本部の検討(2015～17年)でも継承
- 「創作」は人間の特権か？
 - ⇒無限に増える自動生成物に独占権？
 - ⇒利用したり、似てしまうと侵害？



著作物性が争いになった猿Narutoの「自撮り写真」

AI学習をめぐる知財の論点



①解析用データ

- ・著作物、個人情報
- ・営業秘密・契約等で保護？
- ・オープン化とのバランス

②アルゴリズム・学習モデル

- ・プログラムの著作物？特許？
- ・配布されても「営業秘密」か？
- ・派生モデル・蒸留モデルへの対処

※2016/7 SOFTICシンポでの内閣府知財事務局資料より作成

生まれた権利は誰が持つのか

- アンドロイドやAI生成物の著作権・隣接権・肖像権

- ①開発者

- ②遺族／データ提供者

- ③ロボットの所有者／運用者

- ④あるいは・・・ロボット自身？



前出「アトム今昔物語」

- 鉄腕アトム「ロボット法」

- EU法務委員会「電子法人」提案(2017)

- AI・ロボット自体の権利・義務・契約主体性

(平野晋「ロボット法」(弘文堂・2017)、「ロボット・AIと法」(有斐閣・2017)
木村真生子執筆箇所での海外議論紹介、ほか)

- 非自然人に「法人格」を与える例:会社・「自然の権利」

ロボット再生をめぐるルール論

③その行為の責任は誰が負うのか

➤ 名誉棄損・ヘイトスピーチ (Microsoft「Tay」の例)

➤ 知財権侵害

※キュレーション・サイト第三者委
「2万以上の記事、74万以上の画像
に侵害の可能性」(リライトツール介在?)

➤ 事故での身体・物的被害

➤ 詐欺、自殺教唆・ほう助・・・

➤ その責任は誰が負うか⇒権利の帰属と表裏か？

※予測困難な責任追及を恐れて、開発萎縮？

※ロボット自体の責任主体化＋保険で対応？



AIによるリライトツールと名乗る広告例
<http://iax.jp/products/detail/55>

契約・ガイドライン・ライセンス

- FLI: Asiloma 23原則(2017)
- 総務省: AI開発原則案・利活用ガイドライン案
- AIに関するOECD原則: 42ヶ国採択(2019/5月)
「公平性、透明性、アカウンタビリティ、信頼性、プライバシー、安全性、協調性…」 <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>
- 経産省: データ・AI契約ガイドライン(19/12月 ver1.1公表)
「開発契約・利用契約における権利帰属、利用条件、責任分配…」
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf>
- Google: ArtDrawにおけるCC、TensorFlowにおけるApache 2.0などパブリックライセンス活用

故人の再生をめぐるルールはどうあるべきか？